

Ⅲ 標準処理期間

申請に対する処分（許可等）に要する期間については、行政手続法第6条に規定されています。

（標準処理期間）

行政手続法第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

〈解 説〉

1 標準処理期間とは、申請が行政庁の事務所に到達してから処分するまでに通常要すべき標準的な、目安となる期間のことですので、申請の内容や申請の混み具合などによって、実際の処理期間が超えることがあります。

2 次のような期間は処理期間に算入されませんので、ご注意ください。

(1) 申請を補正するために要する期間

(2) 行政庁の執務が行われない市の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律の休日、1月2日から3日及び12月29日から31日まで）

（例えば、標準処理期間が10日の場合で途中に土曜日・日曜日が2回入るときは、標準処理期間の末日は、暦の上では申請の日から14日後となります。）

(3) 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間

(4) 審査のために必要なデータを追加するための期間

八潮市では、標準処理期間を次のとおり定めています。

	条文	標準処理期間
開 発 許 可	法29条	23日
変 更 の 許 可 等	法35条の2	23日
完了公告前の建築制限等	法37条	8日
予定建築物以外の建築等の制限	法42条	12日
開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	法43条	13日
許可に基づく地位の継承	法45条	9日
適合証明発行（42条審査のみ）	規則60条	6日
適合証明発行（上記以外）	規則60条	19日